

酒匂川水系  
酒匂川・河内川河川整備計画

令和4年3月  
神奈川県

# 酒匂川水系 酒匂川・河内川河川整備計画

## 目 次

第1章	流域及び河川の概要	1
第1節	流域の概要	1
第2節	河川の概要	9
第2章	河川の現状と課題	12
第1節	洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	12
第2節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	15
第3節	河川環境の整備と保全に関する事項	17
第4節	総合的な土砂管理に関する事項	18
第3章	河川整備計画の目標に関する事項	19
第1節	計画対象区間	19
第2節	計画対象期間	19
第3節	洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	19
第4節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	20
第5節	河川環境の整備と保全に関する事項	20
第6節	総合的な土砂管理に関する事項	20
第4章	河川の整備の実施に関する事項	21
第1節	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	21
第2節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	25
第3節	河川環境の整備と保全に関する事項	25
第4節	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	26
第5節	総合的な土砂管理に関する事項	28
第5章	その他	29
第1節	地域と連携した河川管理	29
第2節	ダムを活かした水源地域の活性化	30

# 第1章 流域及び河川の概要

## 第1節 流域の概要

酒匂川は、静岡県御殿場市の富士山東麓に源を発し、神奈川県小田原市を貫流して相模湾へ注ぐ流域面積約 582km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 42km の二級河川である。

起点から県境に至るまでの上流域（静岡県域）では鮎沢川と呼ばれ、県境を越えて中・下流域（神奈川県域）では酒匂川と呼ばれている。酒匂川には、河内川、川音川、狩川等の支川があり、神奈川県内の流域の自治体は、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の 3 市 4 町にまたがっている。

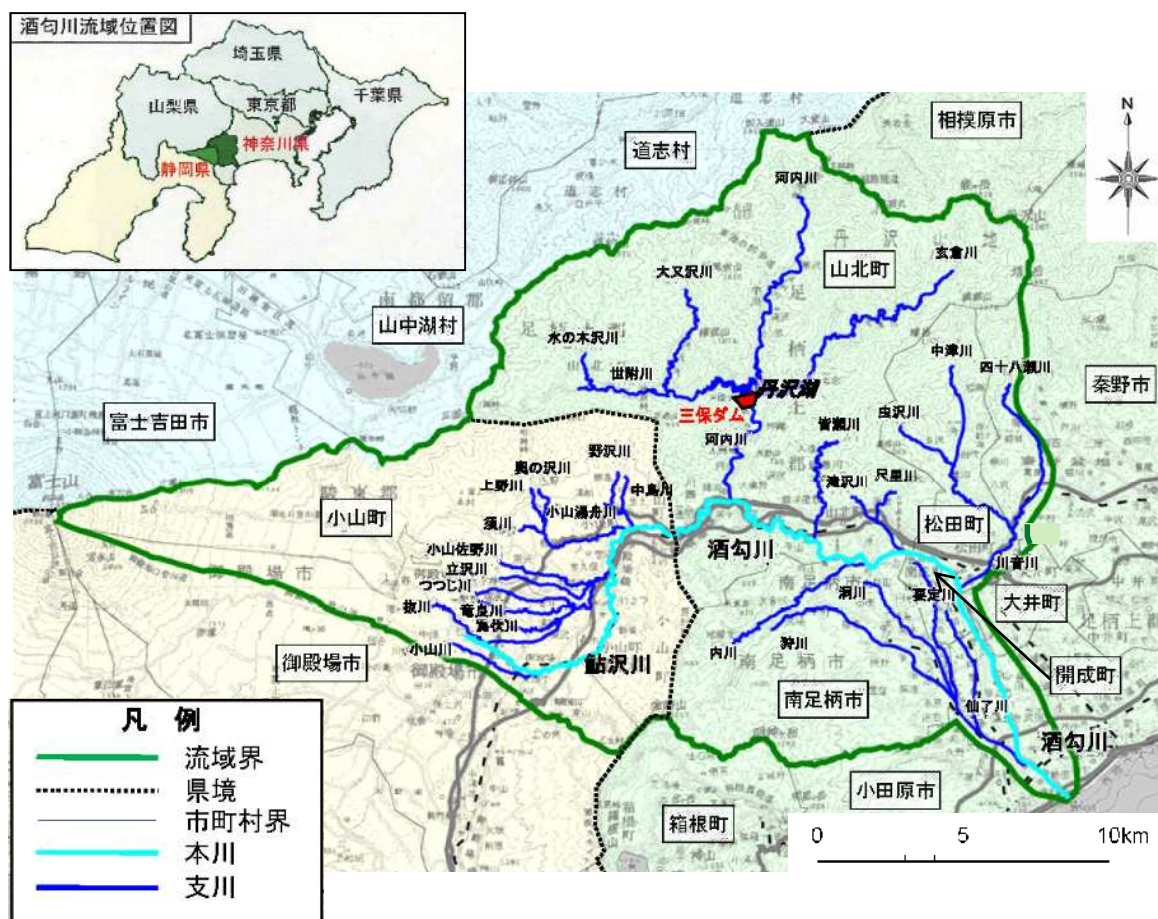


図 1-1 酒匂川・鮎沢川流域の概要



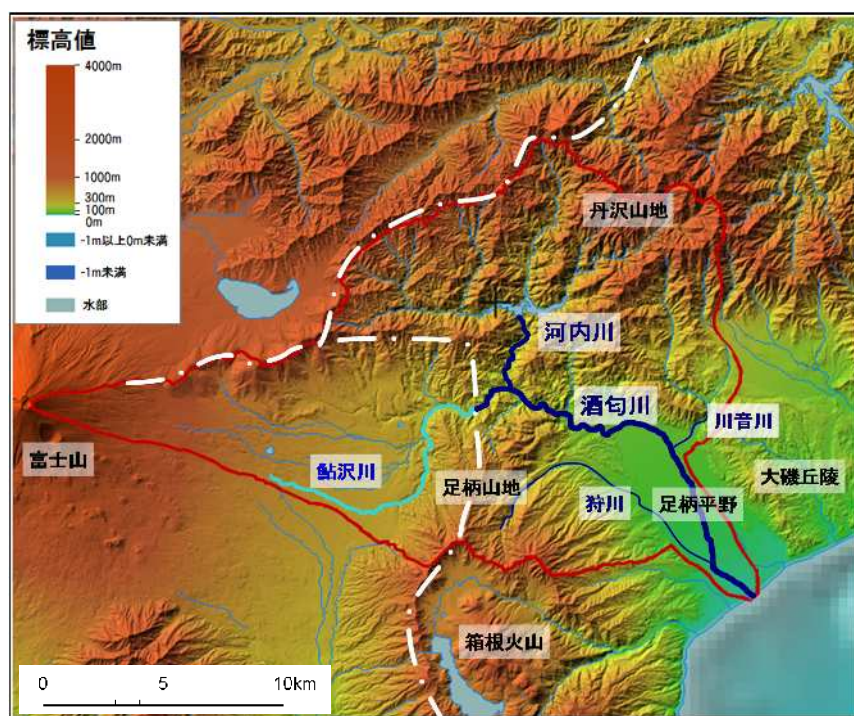
- 流域面積：約 582 km<sup>2</sup>（うち神奈川県内約 388 km<sup>2</sup>）
- 幹線流路延長：約 42 km（うち神奈川県内約 27 km）
- 水源：静岡県富士山東麓
- 流域自治体：4 市 5 町（うち神奈川県内 3 市 4 町）
 

神奈川県	小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町
静岡県	御殿場市、小山町

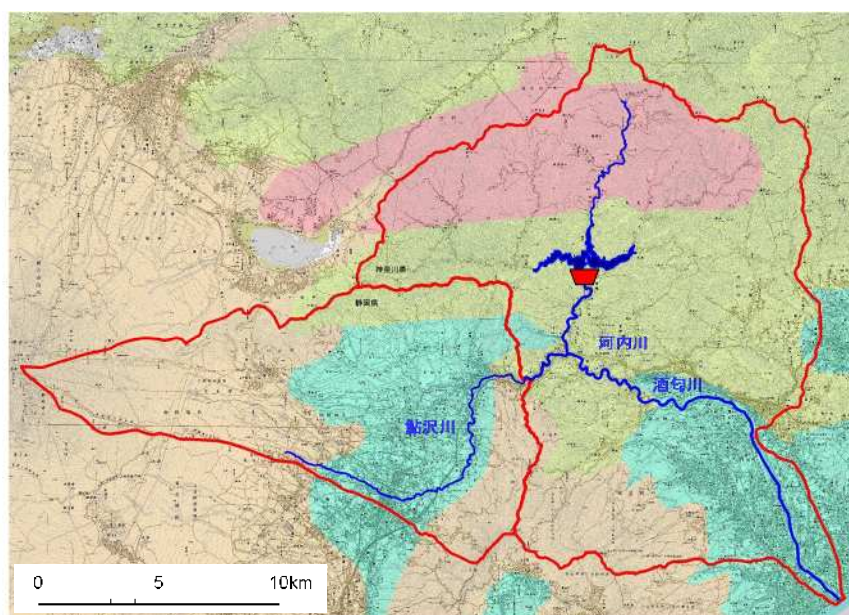
図 1-2 流域の概要

[地形・地質]

流域の地形は、富士山、箱根火山<sup>はこね</sup>の外輪山、丹沢山地、足柄山地、大磯丘陵等、全体の約8割を占める山地・丘陵地と、約2割を占める足柄平野からなり、地質は、火山岩や火山砕屑物が多く、富士山麓の扇状地堆積物、足柄山地の足柄層群、足柄平野の氾濫原堆積物等で構成されている。特に、火山砕屑物に覆われた上流部は、大雨等で崩壊しやすい地質であるため、これまでに幾度も土砂混じりの濁流となって河川に流出し、災害をもたらしてきた。



出典：国土交通省 国土地理院「色別標高図」



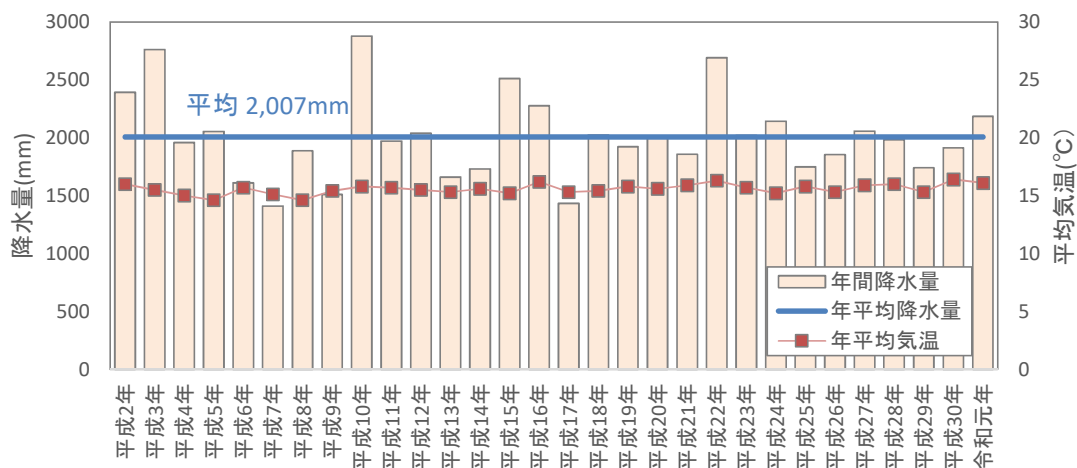
出典：国土交通省 国土地理院「50万分の1地層地質図(関東・中部)」

図 1-3 酒匂川流域地形・地質分類図

## [気 候]

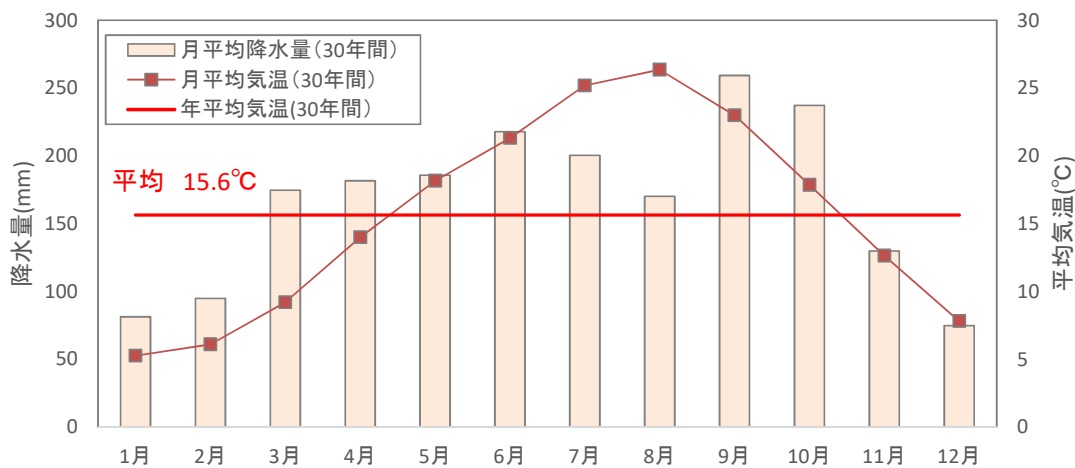
流域の気候は、夏季は高温多雨、冬季は乾燥する太平洋側気候に属している。

年平均降水量は約 2,000 mmで全国平均の約 1,500 mmより多く、年平均気温は約 15.6℃で全国平均と同程度である。



(出典：過去の気象データ (気象庁HP) 平成2年～令和元年)

図 1-4(1) 小田原観測所の年平均降水量・年平均気温



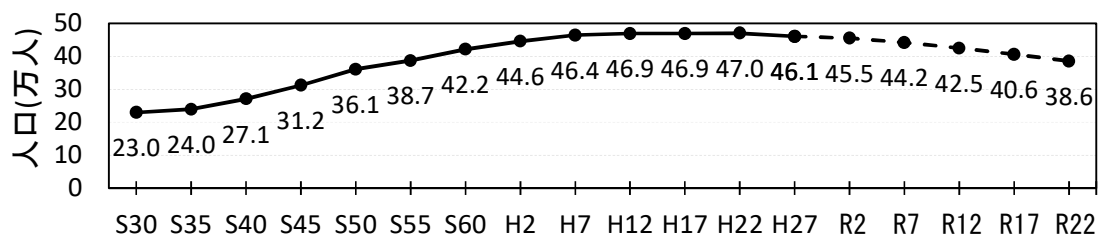
(出典：過去の気象データ (気象庁HP) 平成2年～令和元年)

図 1-4(2) 小田原観測所の月平均降水量・月平均気温

[人 口]

神奈川県内における酒匂川流域に属する自治体の人口は、平成 22 年にピークの 47 万人に達し、今後徐々に減少していくものと予想される。

神奈川県内の流域内人口は、平成 27 年国勢調査を集計した結果、約 17.2 万人と推測される。



流域自治体(小田原市、秦野市、南足柄市、松田町、大井町、山北町、開成町)の人口推移及び将来予想

出典: 国勢調査(昭和30年~平成27年) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ(令和2年以降将来値)

図 1-5 関連市町の人口の推移及び将来予測

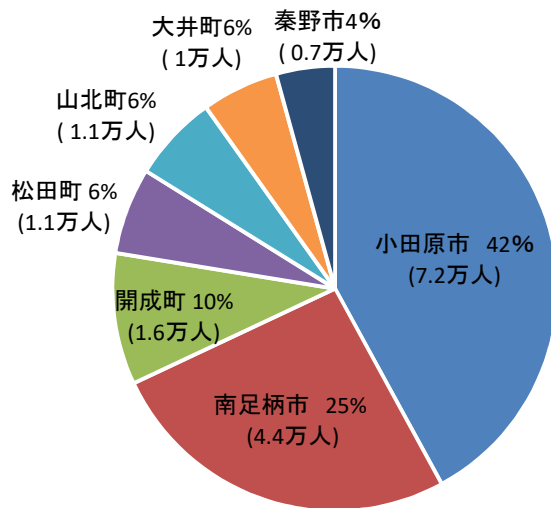


図 1-6 流域内の市町別人口割合 (平成 27 年)

### [土地利用]

酒匂川の上流域では森林・荒地が多くを占めている。

中流から下流域では市街化が進み、昭和 51 年度の時点で 5.5%であった市街地の割合が、平成 27 年度には 9.3%まで増加した。

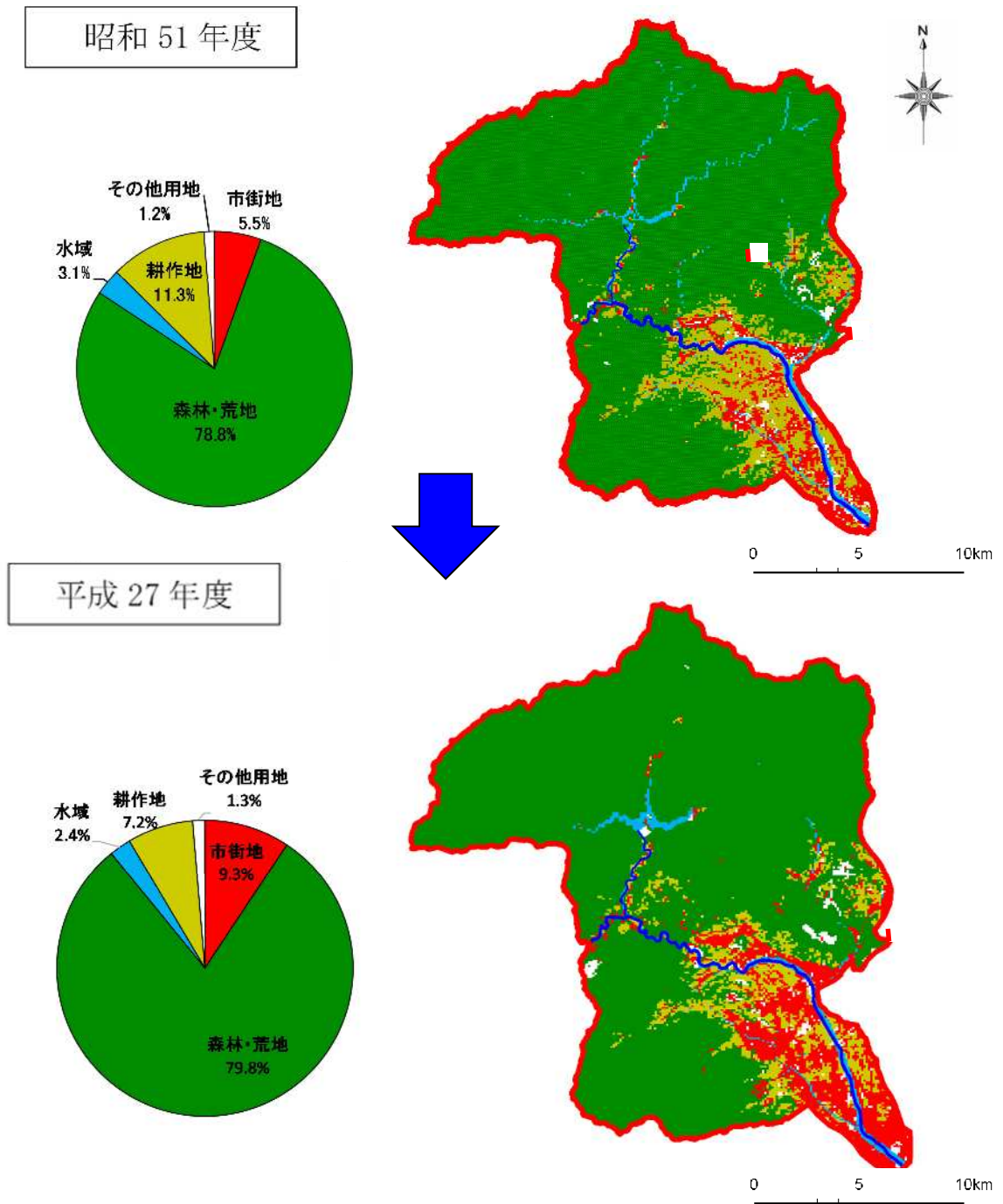


図 1-7 土地利用状況の変遷



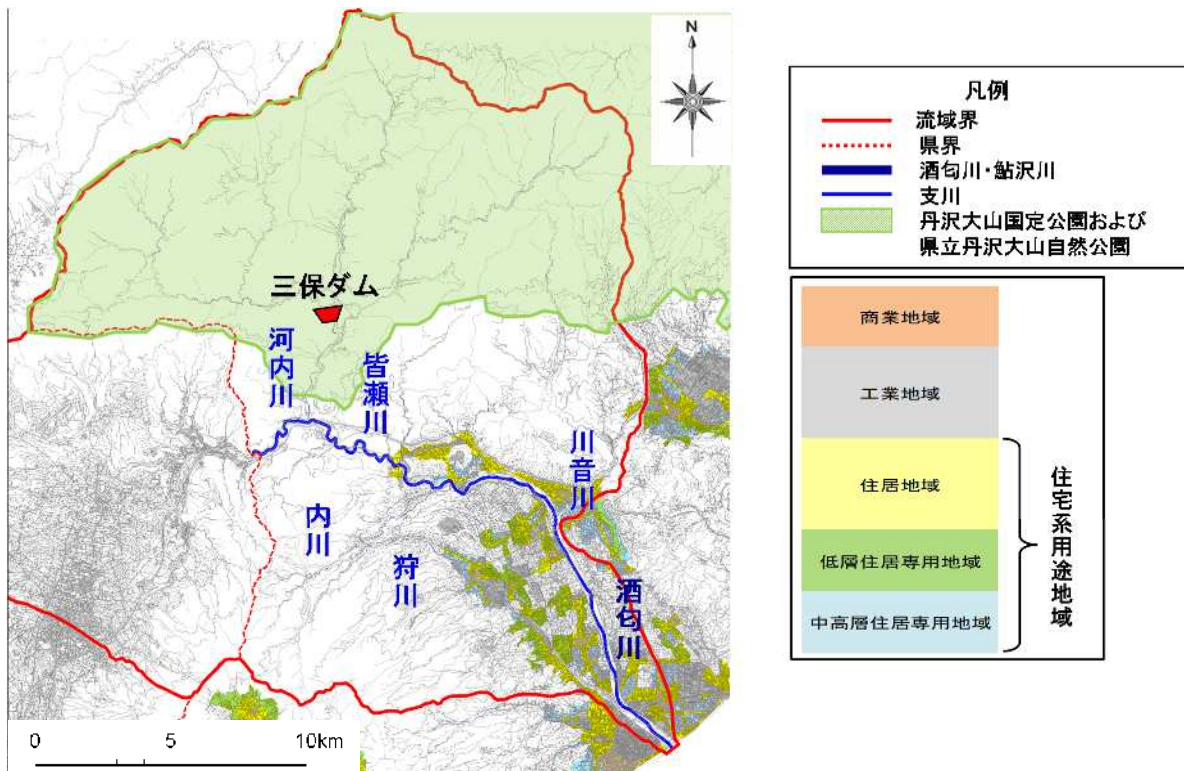
## [交 通]

日本の東西を結ぶ大動脈として重要な交通幹線である東海道新幹線、JR 東海道線が酒匂川下流域を横断し、東名高速道路等、多数の重要な幹線道路が集中している。

## [都市計画]

酒匂川の中流から下流域における大部分は市街化区域となっており、住宅系および工業系の用途地域等に指定され、市街化が進んでいる。

また、三保ダム周辺の山間部は、丹沢大山国定公園および県立丹沢大山自然公園に指定されている。



出典：神奈川県「神奈川県都市計画図（平成 23 年 4 月 1 日）」より作成

図 1-8 都市計画用途地域指定状況図

[歴史・文化財]

酒匂川流域には、大雄山最乗寺などの歴史・文化的な名跡があり、酒匂川沿いには水神碑や地藏堂などが残っている。

文化財としては、県指定の有形文化財として、二宮尊徳生家 茅葺寄棟造（旧二宮家住宅）や県指定の史跡として河村城跡などがある。

また、酒匂川の沿川には、図 1-9 に示すように、二宮尊徳記念館や二宮尊徳松苗碑などがあり、歴史・文化等の拠点となる記念碑や施設等が存在している。



出典：「酒匂川流域の都市づくり提言 酒匂川流域の交流ネットワーク会議（平成 15 年 5 月）」より作成

図 1-9 酒匂川沿いの歴史・文化等の拠点

## 第2節 河川の概要

酒匂川は、昭和 40 年に二級河川に指定されている。また、酒匂川水系は、本川の酒匂川と 30 の支川により形成され、そのうち神奈川県内には 17 の支川があり、総延長は約 140 km である。

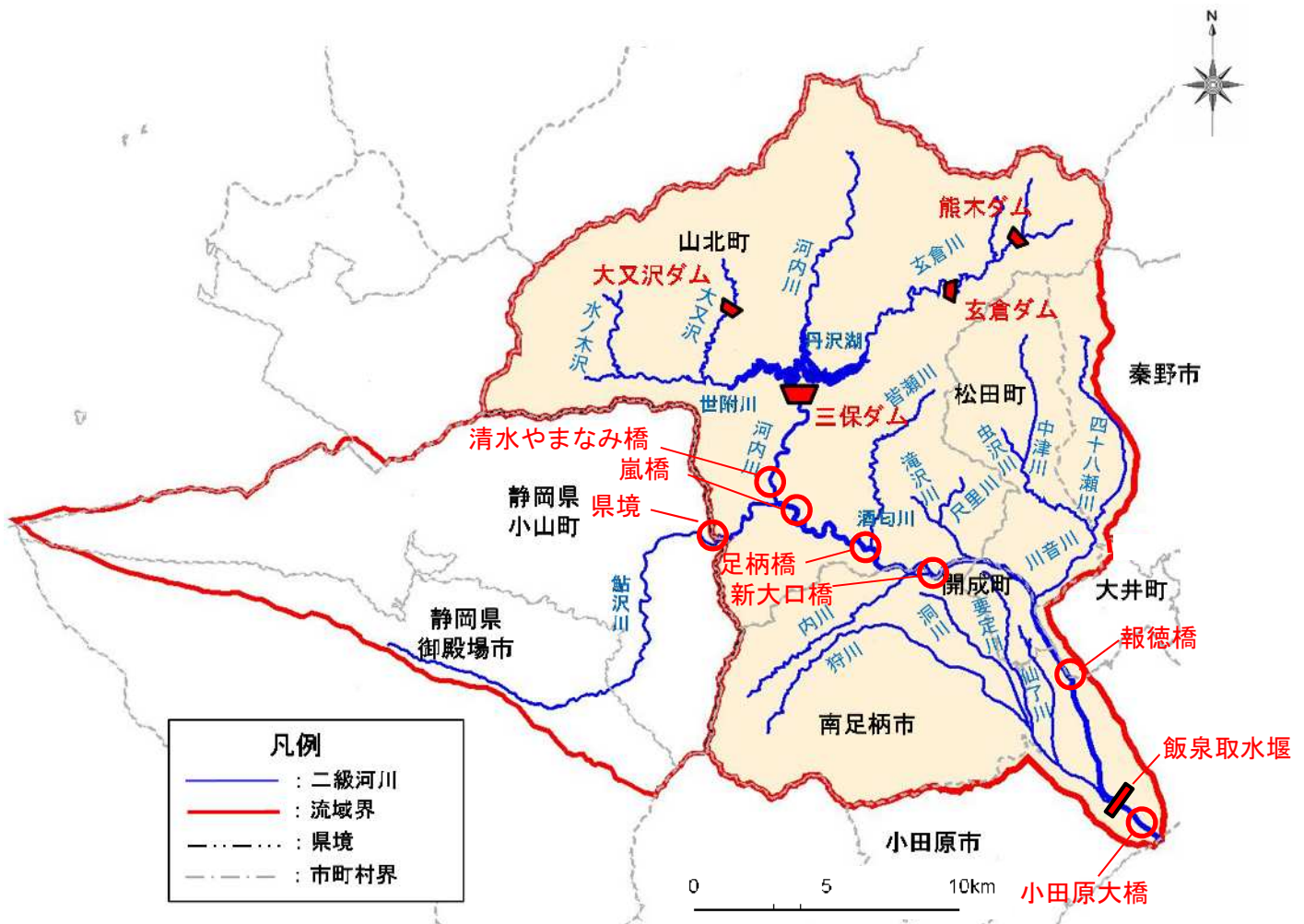


図 1-10 河川の概要

表 1-1 酒匂川・河内川の河川諸元

河川名	起点	終点	延長 (km)
酒匂川	左岸：足柄上郡山北町川西 1760 番地地先 右岸：足柄上郡山北町川西 1769 番地地先	静岡県界 海まで	27.19
河内川	左岸：足柄上郡山北町中川 870 番のイ地先 右岸：足柄上郡山北町中川 871 番の 25 地先	用木沢 合流点 酒匂川 合流点まで	18.08

## [酒匂川]

### ○ 河口～飯泉取水堰付近 (2.2k 付近)

小田原市の市街地を流下しており、河道部は築堤による堤防整備が概ね完了している。

沿川には、住宅や工場等が堤防の裏側まで立ち並んでいる。

また、高水敷にはスポーツ広場等が整備され、レクリエーションの場として利用されている。



小田原大橋下流付近 (1.0k 付近)

### ○ 飯泉取水堰付近 (2.2k 付近) ～新大口橋付近 (14.4k 付近)

小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町を流下しており、河道部は築堤による堤防整備が概ね完了している。

沿川には、住宅等が立ち並ぶと共に、田畑などの農地も多く残っている。

また、堤防上には、サイクリングコースが整備され、地域住民の通勤・通学などの生活道や散策などのレクリエーションの場として、広く利用されている。



報徳橋下流付近 (6.6k 付近)

### ○ 新大口橋 (14.4k 付近) ～県境付近 (27.1k 付近)

山北町南部を東に向かって流下しており、河道部の多くは山付となっているが、点在する集落や農地付近は掘り込み河道となっており、水衝部等に護岸が整備されている。



嵐橋下流付近 (22.0k 付近)

## [河内川]

### ○ 酒匂川合流点～三保ダム付近（5.4k 付近）

河内川は、丹沢山地の大室山に源を発し、南に向かって流下して丹沢湖に注ぎ、三保ダムを経て、酒匂川に合流する一次支川である。

河道部の多くは山付となっているが、点在する集落や農地付近は掘り込み河道となっており、水衝部等に護岸が整備されている。



清水やまなみ橋上流付近（1.0k 付近）

## 第2章 河川の現状と課題

### 第1節 洪水、高潮による災害の発生防止又は軽減に関する事項

#### [水害の発生状況]

昭和47年7月の梅雨前線により、県内浸水家屋427戸及び御殿場線に架かる橋梁が流出するなど甚大な被害が発生した。また、平成22年台風第9号では、最大時間雨量147mm（水の木観測所）の降雨があり、県内浸水家屋282戸の被害が発生した。この時、流域の上流部において土石流や山腹崩壊が発生し、多量の土砂が河川に流出すると共に河道が閉塞するなど、甚大な被害が発生した。

さらに、近年では、令和元年台風第19号により最大時間雨量81mm（三保観測所）の降雨があり、県内家屋における床上床下浸水や河川管理施設の被災など、甚大な被害が発生している。

表 2-1 酒匂川流域における過去の主な洪水と浸水被害

年	月日	原因	時間最大雨量(mm)	水害原因	浸水戸数			浸水面積 (ha)
					床上	床下	計	
S47	7/11-7-12	梅雨前線「昭和47年山北災害」	86	内水、溢水	98	329	427	53.6
S54	10/14-10/26	台風第20号	64.8	内水	10	70	80	2.1
S57	7/5-8/3	豪雨、台風第10号	53	内水	0	12	12	1.8
H19	9/5-9/8	台風第9号	44	内水	10	32	42	0.7
H22	9/5-9/9	台風第9号	147	内水、溢水	18	264	282	14.0
R1	10/11-10/15	台風第19号	81	内水	16	29	45	16.9

(出典：水害統計・神奈川県浸水被害資料)



図 2-1 過去の洪水による水害の発生状況

[過去の災害等]

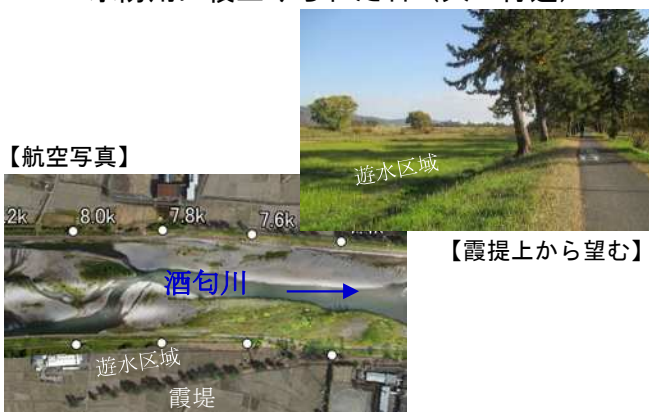
富士山の宝永大噴火（1707年）における翌年の大雨により、大量の火山灰が酒匂川に流入し、岩流瀬土手や大口土手の堤防が決壊し、下流の村が土砂で埋まった。その後、幕府による土手の修復が行われ、完成した岩流瀬土手を文命西堤、大口土手を文命東堤と名付けたが、その後も洪水と氾濫を繰り返し、人々を苦しめてきた。

このように、酒匂川では古くから洪水と氾濫を繰り返しており、家屋、農地、人命を守るため、江戸時代には三角土手（川音川合流点左岸）や多数の霞堤が築かれた。酒匂川の近代改修と沿川の市街化の進展等に伴い、霞堤の多くは連続堤に改築され、遊水区域が埋め立てられたが、川音川合流点の下流右岸に残る中曽根堤、坂口堤、九十間堤の3箇所は、現在も治水機能を果たしている。酒匂川沿いの松並木については、住民が小田原藩に願い出て8,000本を植えたという記録があり、植えられた松が、溢水した水の勢いを弱める役割を果たしていた。

また、当時は「坪石制度」と呼ばれるものがあり、堤防上を一家で1坪ずつ受け持ち、1年に1回、石を積み、洪水の時には捨石にも活用されていた。現在も水防用資材として酒匂川の沿川に積み上げられ、その面影を残している。



水防用に積上げられた石（大口付近）



【航空写真】

【霞堤上から望む】

図 2-2 霞堤と堤防上の松並木（曾比付近）

図 2-3 享保5年「相州酒匂川本通川除御普請御願絵図」写：西流する酒匂川（小田原市立図書館所蔵、原史料は明治大学博物館所蔵瀬戸家資料）

### [治水事業の沿革]

酒匂川の治水事業は、昭和 22 年 9 月のカスリン台風により甚大な被害が生じたことを契機に、昭和 24 年に建設省が計画した「酒匂川中小河川改修事業全体計画」を神奈川県が引き継ぎ、昭和 25 年に事業実施の認可を受けて着工している。

また、昭和 40 年代以降の流域の開発・都市化に伴い、治水安全度を高める必要が生じ、「酒匂川総合開発事業」の一環として、三保ダムが昭和 53 年 7 月に完成し、その後は、法定計画として昭和 62 年 3 月に策定した「酒匂川水系工事実施基本計画」に基づき、河川整備を実施している。



ダ ム	
■ 名 称	三保ダム
■ 位 置	神奈川県足柄上郡山北町神尾田
■ 形 式	土質しゃ水壁型ロックフィルダム
■ 堤 高	95m
■ 堤頂長	587.7m
■ 堤体積	5,816千m <sup>3</sup>
■ 非越流部標高	EL325m
貯水池	
■ 名 称	丹沢湖
■ 集水面積	158.5km <sup>2</sup>
■ 湛水面積	2.18km <sup>2</sup>
■ 総貯水容量	6,490万m <sup>3</sup>
■ 有効貯水容量	5,450万m <sup>3</sup>
■ 満水 位	EL321.5m
■ 洪水制限水位 (6/15~10/15)	EL316.8m

図 2-4 三保ダムの整備状況

### [河川整備の状況]

昭和 62 年 3 月に策定した「酒匂川水系工事実施基本計画」に基づき、河口から新大口橋付近までの区間を対象に日雨量 355mm の降雨に対応する整備を進めており、概ね 9 割の区間で堤防整備が完了している。



## 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

### [利水]

水利用としては、古くから農業用水として活用されており、栢山頭首工等かやまとうしゅこうを通じて下流部や流域を越えた水田に供給されている。慣行水利権は、酒匂川及び河内川に38件が存在しており、その多くはかんがい用水に利用されている。

許可水利権としては15件が設定されており、その多くは発電用の取水である。また、下流部には飯泉取水堰があり、取水された流水は、水道用水として横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市等の県内に広く供給されている。

なお、河内川上流には神奈川県が管理する三保ダムが整備されており、洪水調節とともに水道用水や発電用水の確保を行っている。

### [水量]

飯泉地点における平均渇水流量は約14.2m<sup>3</sup>/s、10年に1回程度の規模の渇水流量は12.3m<sup>3</sup>/sである。

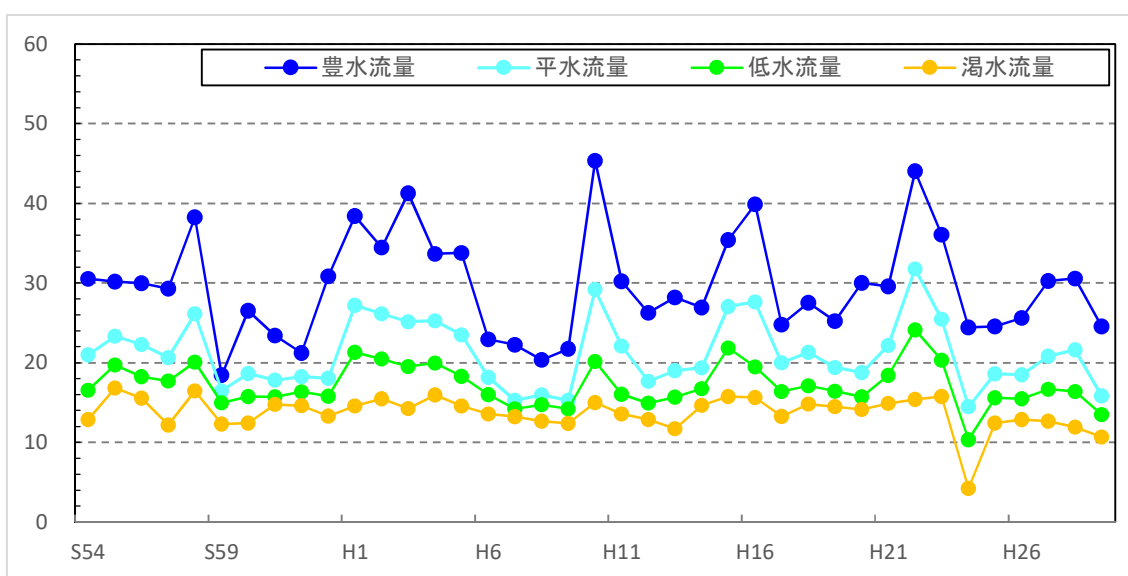


図 2-5 流況の経年変化（飯泉取水堰観測所）

### [水質]

水質については、飯泉取水堰上流が水質汚濁に係る環境基準の A 類型、飯泉取水堰下流が B 類型に指定されており、2 箇所の環境基準点（飯泉取水堰（上）、酒匂橋）では、代表的な指標である BOD について基準値を満たしている。

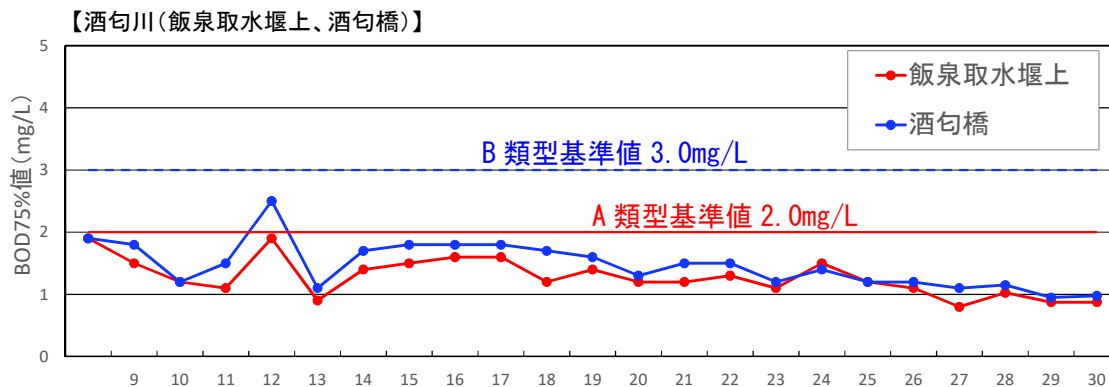


図 2-6 酒匂橋・飯泉取水堰（上）の BOD75%値の経年変化

### [河川空間の利用]

河川空間は貴重なオープンスペースであり、酒匂川の高水敷については、スポーツ広場などのレクリエーション空間としての利用や、環境学習及び花火大会等の地域のイベント等により様々な人に利用されている。

また、酒匂川は、鮎釣りの川として有名であり、遊漁期間中には県内ならびに首都圏から多くの利用者が訪れている。

堤防上の草刈りの維持管理については、これまでも沿川自治体及び地域住民と連携して実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。



開成水辺スポーツ公園



鮎釣り

図 2-7 河川空間の利用

### 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

#### 〔動植物の生息状況〕

植生は、山地・丘陵地の多くが広葉樹二次林、いわゆる雑木林や針葉樹植林となっている。特徴的なものとしては、富士山麓のアズマネザサ-ススキ草原、丹沢山地に分布するブナ自然林等があげられる。中・下流域の河道では、広く礫河原が存在し、礫河原を好むカワラナデシコ、カワラヨモギ、カワラハハコ等が生育する。近年では、ツルヨシやヨシを主体とした草本類やニセアカシア林が分布を拡大し、礫河原の面積は縮小傾向にあり、動植物相の変化をもたらしている。

魚類は、上流域にはヤマメ、カジカ等、中・下流域にはアユ、ウグイ等、汽水域にはハゼ類等、多様な種が生息している。なお、酒匂川にはアユが遡上し、富士道橋<sup>ふじみちばし</sup>上流から河口付近までの区間が産卵場となっている。また、酒匂川流域の一部の用水路には、人為的な放流による遺伝子の攪乱<sup>かくらん</sup>を受けていない水系固有のミナミメダカが生息しているが、水田環境の変化とともに個体数が減少しており、小田原市ではメダカを「市の魚」に指定して保護を行っている。

鳥類は、礫河原を好むコアジサシ、シロチドリ、イカルチドリ、イソシギ等が確認されている。河口部を中心に鳥類生息地として重要な区間であり、小田原市域の河道内の大部分が、神奈川県酒匂川鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）に指定されている。特に、JR 東海道線から飯泉取水堰までの区間は、コアジサシの繁殖地であり、小田原市の野生の生き物保護区「コアジサシの郷」にも指定され、その保全・育成が図られている。

このように、酒匂川水系においては良好な動植物の生息・生育・繁殖環境が形成されているが、今後、礫河原や瀬・淵等の減少等、河川環境における多様性の消失による生物への影響が懸念されている。



図 2-8 礫河原の状況（「コアジサシの郷」：JR 東海道線から飯泉取水堰の区間）

#### 第4節 総合的な土砂管理に関する事項

酒匂川水系では、時間的及び空間的な広がりをもった土砂移動の場を流砂系と捉え、上流部から河口、海岸において、土砂管理に関する課題が顕在化している。

酒匂川の中下流部の河床は、区間によって堆積や侵食の傾向が異なっており、堆積傾向にある区間では澇筋が固定化し、砂州が発達した箇所では樹林化の進行が懸念されている。

また、侵食傾向の区間では、河床の粗粒化が進み、砂礫層の減少による岩盤の露出や、浮き石や瀬・淵がある河床環境の減少により、アユなどの生息環境等への影響が懸念される。

河内川では、昭和53年の三保ダム完成以降、土砂供給量の減少により河床の低下が進行している。また、河床の粗粒化も進み、砂礫層の減少によって岩盤が露出するなど、水棲生物の生息場となる浮き石や瀬・淵が減少していることから、連続した土砂の流れを回復する試みとして、置き砂を試行している。

また、三保ダムにおいては、貯水池内の堆砂が進行していることから、対策として浚渫を行っている。

### 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

#### 第1節 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、酒匂川の二級河川区間（法指定区間のうち神奈川県管理区間）及び河内川の二級河川区間（法指定区間）とする。

#### 第2節 計画対象期間

本河川整備計画の目標を達成するための対象期間は、概ね30年とする。

なお、本計画は、流域の社会状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、計画対象期間においても必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 第3節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、堤防の高さや幅が不足している箇所の整備や、治水安全度を向上させるための河床掘削などを最優先で進める。

河川整備計画の目標流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、年超過確率1/100規模の降雨（日雨量355mm）による洪水を対象として、飯泉基準地点における4,200m<sup>3</sup>/sのうち、流域内の洪水調節施設により800m<sup>3</sup>/sを調節し、河道への配分流量を3,400m<sup>3</sup>/sとする。

施設の能力を上回る洪水、高潮が発生した場合においても、県民のいのちを守り、財産・生活等への被害をできる限り軽減するため、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する。

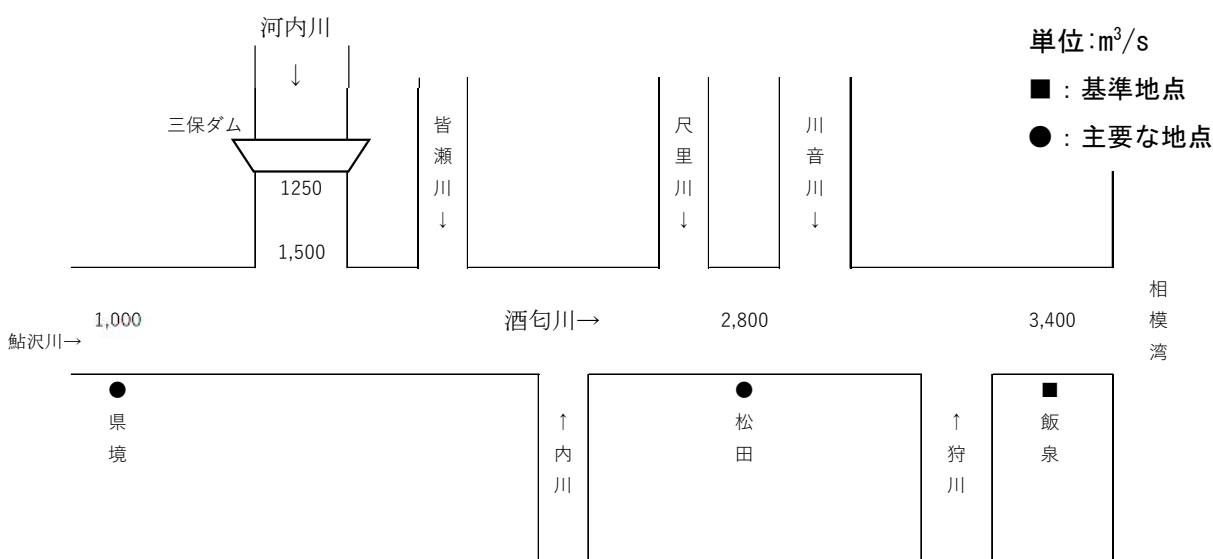


図 3-1 整備計画の目標流量

#### 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、利水者との連携を強化して水利用の実態把握に努め、引き続き、動植物の生息・生育・繁殖地の状況、流水の清潔の保持、景観等を考慮して検討していく。

#### 第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、歴史と文化が育まれる中での人と河川との関わりを考慮しつつ、川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観等を保全し、次世代に引き継ぐよう努める。

良好な自然環境の保全については、カワラナデシコ等の河原固有の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原や、アユ等の生息・繁殖場となる瀬・淵等の多様な河川環境を踏まえ、生物の生息の変遷を捉えながら、動植物の生息・生育・繁殖地の保全を図る。

河川景観の保全については、自然公園や景勝地・渓谷等の自然と調和した良好な景観等の保全に努めるとともに、周辺のまちづくりと調和した水辺景観の維持・形成に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の保全に努める。

#### 第6節 総合的な土砂管理に関する事項

酒匂川流砂系における総合的な土砂管理は、土砂生産域・ダム域・河道域・海岸域において、それぞれの土砂移動の特性（量・質・時間）を踏まえて、土砂の移動による災害を防止し、生態系・景観等の河川・海岸環境を回復・保全するとともに、河川の水や海岸の砂浜等を適切に利活用することにより、安全で自然豊かな社会の実現を目指していく。

対策の実施にあたっては、流砂系全体での取組が不可欠であることから、関係機関と連携を図りながら進めていくとともに、目標に対する効果をモニタリングにより確認しながら、量や質の順応的管理のもと、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、再検討（Action）を行い、必要に応じて内容を見直していく。

## 第4章 河川の整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事は、河川整備計画の対象期間内に整備目標流量を安全に流下させるために、河道整備を進める。

なお、河道整備は、「多自然川づくり」を基本とし、河川工事の実施にあたっては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、河川に生息する多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、景観に配慮した整備を行う。

#### 1 河道掘削

整備目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施する。

河道掘削等の実施にあたっては、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖環境、水質等に配慮しながら、適切に行うこととし、河道掘削により発生する土砂は、堤防整備への流用だけでなく、養浜工事などの他事業も含めて有効活用を図る。

表 4-1 河道掘削等に係る施行の場所

河川名	施行の場所
酒匂川	2.2k～3.6k 付近
	5.8k～6.8k 付近
	14.0k～14.8k 付近
	15.4k～16.0k 付近
	19.8k～20.0k 付近
	22.2k～23.0k 付近

※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所において施行することがある。

#### 2 堤防整備

堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・かさ上げ・拡幅を行う。

表 4-2 堤防整備に係る施行の場所

河川名		施行の場所
酒匂川	右岸	0.4k 付近、4.2k 付近
		7.0k～7.6k 付近
		13.0k～13.4k 付近
		19.6k～20.4k 付近
	左岸	2.6k～3.0k 付近
		15.6k～16.0k 付近

※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所において施行することがある。

### 3 侵食対策

水衝部が堤防に接近している箇所や今後堤防に接近するおそれのある箇所については、洪水等による侵食から河岸を防護するために、侵食に対するモニタリングの継続的な実施や護岸による河岸の安定化など、河岸防護のため必要な対策を実施する。

表 4-3 侵食対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所
酒匂川	右岸	0.4k～0.8k 付近
		4.0k～4.2k 付近
		5.2k～5.4k 付近
		6.4k 付近、11.6k 付近
		12.8k 付近、14.2k 付近
		24.8k、25.2k 付近
	左岸	0.2k～1.6k 付近
		2.8k～3.0k 付近
		6.6k 付近
		8.4k～9.0k 付近
		9.8k～10.0k 付近
		11.0k～11.4k 付近
		14.0k 付近、16.8k 付近
		21.8k 付近、26.2k 付近

※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所において施行することがある。



#### 4 浸透対策

堤防の浸透対策については、堤防点検結果を踏まえ、背後地の土地利用状況等を勘案し、堤防強化対策を実施する。

表 4-4 浸透対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所
酒匂川	右岸	4.0k～4.5k 付近
		6.5k～7.0k 付近
		9.5k～10.5k 付近
	左岸	0.2k～0.5k 付近
		5.0k～7.0k 付近
		9.0k～10.0k 付近

※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所において施行することがある。

#### 5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水が発生して堤防の決壊等により氾濫が生じることを想定し、必要に応じて、被害の軽減を図るための危機管理型ハード対策として、洪水が堤防を越水した場合に決壊するまでの時間を引き延ばすような堤防構造を工夫する対策を実施する。

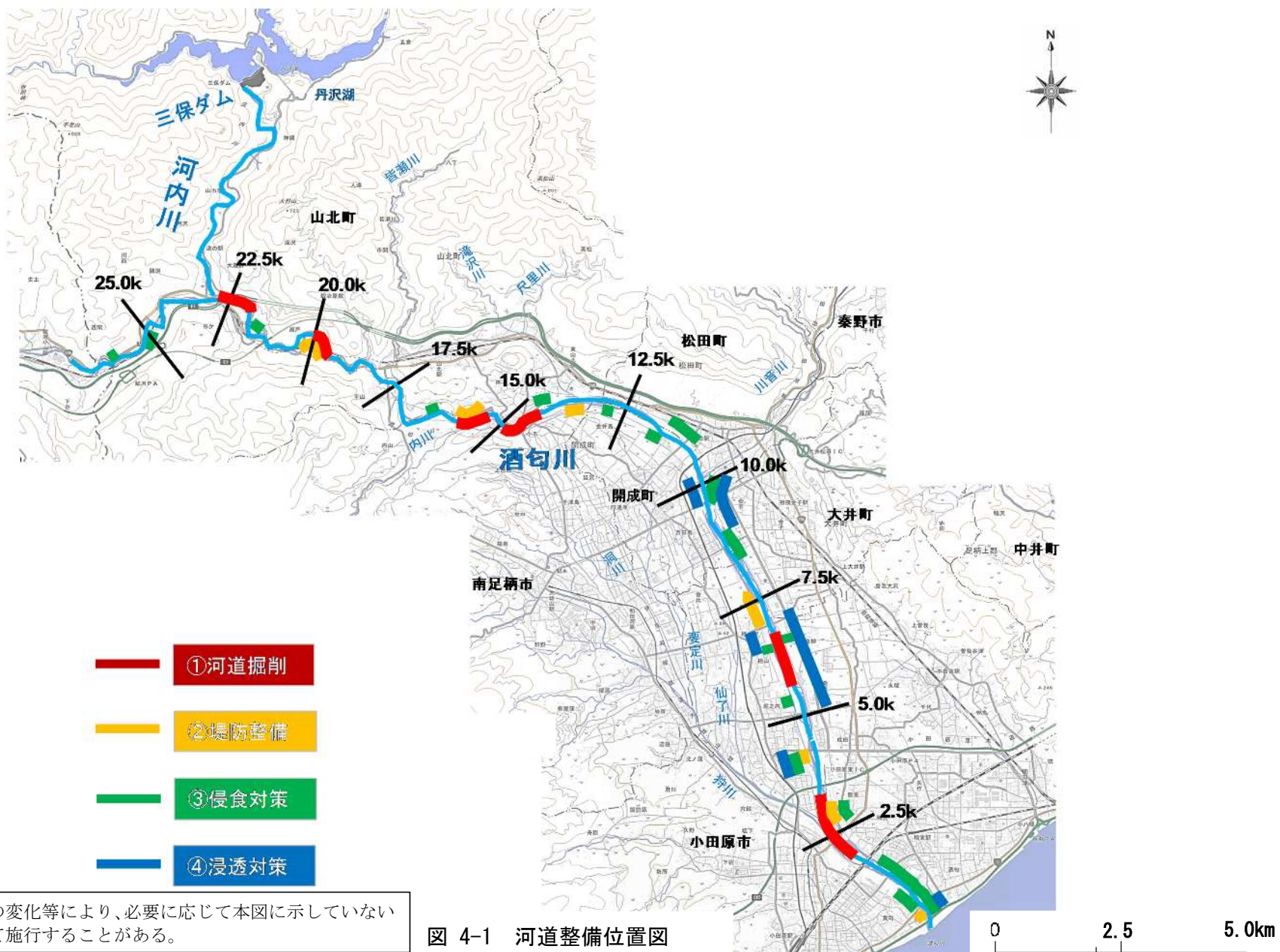


図 4-1 河道整備位置図

## 酒 匂 川

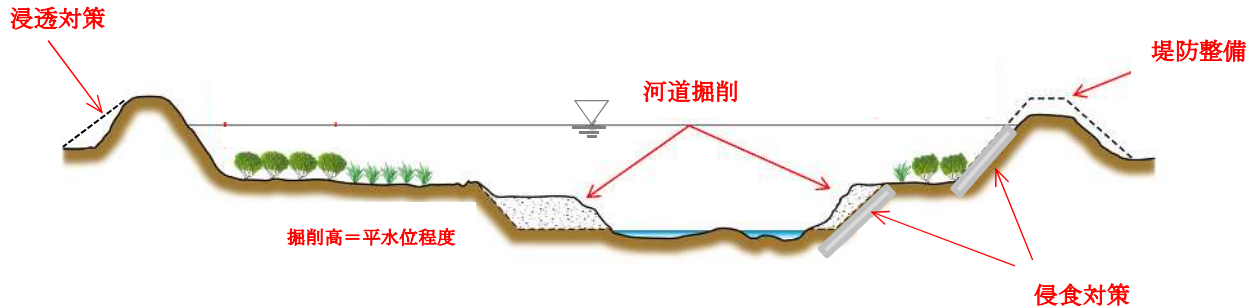


図 4-2 河川整備のイメージ

### 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するための流量に関しては、河川水が水道用水、農業用水、発電用水等に広く活用されていることから、関係機関と連携して、取水状況の把握を行い、適正かつ合理的な水利用により良好な水環境の保全が図られるように努める。また、水利権の更新時には、水利の実態等も勘案し、必要に応じて見直しを行うよう、関係者と協議・調整をしていく。

渇水時には、関係者と情報交換を密に行い、渇水被害の軽減や河川水の維持に努める。

### 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全にあたっては、河川の状況に応じ、水質、生物の生息・生育・繁殖環境、景観および河川利用等について配慮し、沿川における自然風土、歴史、社会文化などの地域特性や河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域の活性化につながり地域住民に親しまれる河川整備を推進する。

また、河川は身近な自然とふれあえる貴重な公共空間であり、人々に安らぎや潤いを与える場所であるため、「多自然川づくり」として、瀬・淵や礫河原等の多様な河川環境や河川の連続性の確保など河川の環境と保全に努めるものとし、河道掘削にあたっては、上流からの土砂供給状況や河道の堆積状況等を把握するとともに、河床攪乱環境の保全を図りながら実施していく。

河川敷の占用及び許可工作物については、生物の生息・生育・繁殖環境の保全や上下流の連続性の確保、景観の保全に十分配慮するとともに、治水、利水、河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適正に行われるように努める。

## 第4節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、河川管理施設等を良好な状況に保つよう、適切な河川の維持管理を実施する。

### [河川の維持の施行区間]

維持管理を行う区間は、酒匂川の二級河川区間（法指定区間のうち神奈川県管理区間）及び河内川の二級河川区間（法指定区間）とする。

### [河川巡視の実施]

計画的かつ適宜、河川を巡視し、護岸等の河川管理施設の保全状況、河口や河道内の堆積土砂の状況、樹木の繁茂状況等を把握する他、河川管理者以外の者が設置・管理している工作物の維持管理状況、不法行為の監視などを行い、この結果を踏まえ、必要な維持管理対策を実施する。

### [維持管理対策の実施]

#### 1 河川管理施設の維持管理

##### (1) 堤防

堤防の高さや幅、流水による堤防の侵食、堤防内部への浸透水に対する十分な強度を確保するため適切に点検等を実施し、堤防の亀裂や沈下、陥没などの変状の把握に努めると共に、必要に応じて維持補修を行う。

堤防の除草や伐木は、河川管理施設の管理または河川利用等のため、必要な場合に河川環境の保全に配慮しつつ行う。また、防火・防犯の観点からも必要に応じて行う。

河川巡視や洪水時の水防活動等に必要な管理用通路について、適切な維持管理を行う。

##### (2) 護岸

護岸基礎部前面の深掘れや破損などの状況を把握するため適切に点検等を実施し、必要に応じて根固工の設置や護岸の修繕を行う。

##### (3) ダム

三保ダムについては、神奈川県三保ダム操作規則に基づき、必要な機能が発揮されるよう適切に点検等を行って施設の状態把握に努めると共に、三保ダム長寿命化計画に基づき施設の補修や更新を行う。

また、ダムの操作にあたっては、神奈川県三保ダム操作規則に基づいて、迅速かつ的確に操作する。さらに、より効果的な洪水調節を行うため、下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等について、必要に応じて検討を行う。

ダム貯水池においては、貯水池保全の観点からのり面保護を行うとともに、施設機能の確保のため洪水等で流入する流木・ゴミを除去する。除去した流木については、住民への無料配布等による有効活用に努める。また、堆砂状況を把握し、貯水機能の低下を防ぐため適切な対策を検討し実施する。

#### (4) その他の河川管理施設

適切な河川管理を行うため、雨量、水位等の観測データ等を収集・把握するとともに、適切に施設機器の点検等を行う。

また、床止め等についても適切に点検等を行い、必要に応じ維持補修を行う。また、河床低下が生じる箇所については、河川の縦断形状を維持するため、必要に応じて床止め等を整備するなどの対策を行う。

## 2 流下断面の確保

流下断面を確保するため、必要に応じて、河床に堆積した土砂の浚渫や、河川内に繁茂した樹木の伐採等を行う。また、実施にあたっては、生物の生息、生育、繁殖環境の保全に配慮すると共に、浚渫した土砂は、総合的な土砂管理を踏まえて適切に処理する。

## 3 良好な河川環境の維持

河川環境の保全に関しては、必要に応じて環境調査を実施し、その調査結果をもとに良好な河川環境を維持するための対策を行う。

動植物の外来種については、関係機関と連携して、必要に応じてその抑制や移入回避の対策を行う。

また、施設更新等の実施にあたっては、河川環境や景観を改善する貴重な機会として捉え、河川を生息・生育・繁殖の場としている動植物に対して、良好な環境を保持できるよう配慮していく。

## 4 河川美化対策

不法投棄・散乱ごみ対策として、関係機関と連携し、パトロールや不法行為に対する警告看板の設置などを行う。

## 5 許可工作物の機能の維持

橋梁や堰等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障

が生じるおそれがあるため、定期的に確認を行うなど、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者と協議・調整をしていく。

## 6 洪水予報、水防警報等の発表

酒匂川の洪水予報区間（河口～足柄橋）において、洪水の恐れがあると認められるときは、神奈川県知事と気象庁長官と共同して、水位等の情報を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。避難判断水位への到達情報の発表については、可能な範囲で行うこととする。

また、水防警報区間（河口～県境）においては、洪水等によって災害が発生するおそれがあるときは、神奈川県知事が水防警報を発表し、その警報事項を水防管理者やその他水防に関係のある機関に通知する。

さらに、平常時から水防に係る情報の共有及び連絡体制の確立が図られるよう関係機関との連絡を一層図る。

## 7 水害リスク情報の共有

想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一として、関係自治体と連携していく。具体的には、浸水想定区域内における住民の避難場所や避難経路など、関係自治体が的確に避難体制を構築できるよう、浸水想定区域図の共有などの技術的な支援等に努める。

## 第5節 総合的な土砂管理に関する事項

総合的な土砂管理に関する実施については、「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき、「土砂移動の回復・保全」等を目指した取組を実施していく。

## 第5章 その他

### 第1節 地域と連携した河川管理

#### [洪水氾濫に備えた社会全体での対応]

発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標として、神奈川県大規模氾濫減災協議会で定めた、『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく神奈川県・横浜市管理河川の減災に係る取組方針に沿って、関係機関と連携を図り、取組を推進していく。

洪水の状況をより詳細に把握することについては、洪水時の水位観測に特化した簡易に設置できる危機管理型水位計を、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、必要な箇所に設置し、水位観測網の充実を図っていく。

計画規模以上の降雨に対する洪水リスクの周知については、想定し得る最大規模の降雨を対象に、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示した洪水浸水想定区域図を既に公表している。さらに、浸水想定区域に含まれるすべての自治体で、水害ハザードマップが逐次更新されるよう引き続き技術的支援等を行い、住民の自主的な避難を促す取組の充実を図っていく。

避難指示が適切なタイミングで円滑に行われることについては、降雨や河川の状況に応じて取るべき措置を時系列で整理したタイムラインを整備していく。

また、災害発生の恐れがある場合には、河川管理者から、情報提供の一環として、自動送信メール（ホットラインメール）により、水位の状況等を直接市町村長等へ伝えることにより、市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援していく。

さらに、小田原大橋下流右岸に整備した河川防災ステーションを水防活動及び緊急復旧活動の拠点として、備蓄している水防資材の運搬や連絡用のヘリポート等として活用するとともに、地元市が行う水防活動の支援に努めていく。

#### [河川防災情報の提供]

雨量、水位等の河川情報の収集を行い、ホームページ等を通じて、降雨や河川の水位に関する河川防災情報の提供を行う。

河川内の親水施設においては、急な増水による水難事故防止のため、利用者が速やかに避難できるよう、大雨や洪水に関する注意報、警報が発表された際は、警報装置等による注意喚起を行う。

### **[水質の向上]**

水質改善対策としては、水量、水質の状況の把握に努めながら、人々の水辺の利用状況などに適した対策について、関係機関と連携し、必要に応じて検討していくとともに、流域住民の河川の水質に対する意識を高めるように努める。

### **[地域と連携した河川管理]**

河川に関わる地域のイベントや学習活動などを通じて、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供・共有し、環境教育や川を軸とした地域づくり活動、地域で行われる河川美化活動や生物保全活動等への支援など、地域と連携した河川管理を推進する。

また、地域住民の意見等を踏まえながら、今後の河川整備や維持管理のあり方等について検討していく。

## **第2節 ダムを活かした水源地域の活性化**

三保ダムの湖面及び周辺は、レクリエーション等の場として利用されていることから、引き続き「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等における行為の規制に関する条例」に基づいた健全で秩序ある湖面利用を推進し、関係自治体や住民、関係機関と広く連携していく。







私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs